

付託事件等審査結果報告

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 中島由美子

I 今定例会の付託事件等

1 委員会の開催日

1 2 月 8 日

2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第 1 1 0 号 薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の
制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (2) 議案第 1 1 1 号 薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、災害対応などの危機管理体制については、
組織再編により新たに組織される市民安全部を中心に、更なる拡充が図ら
れるよう努められたい旨の意見が述べられた。

- (3) 議案第 1 1 2 号 旧薩摩川内市川内文化ホール解体工事請負契約の締結
について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

II 継続審査の付託事件

1 付託事件

請願第 5 号 平成 2 9 年（2 0 1 7 年）1 0 月 2 3 日（月）県道 4 3 号で
発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する調査についての
請願

2 付託の時期

令和 3 年第 4 回薩摩川内市議会定例会（1 0 月 1 1 日）

3 委員会の開催日

令和 3 年 1 1 月 1 8 日、1 2 月 8 日（2 日間）

4 審査の経過及び結果

- (1) 1 1 月 1 8 日の委員会では、まず、4 人の紹介議員に出席を求め、本請
願の趣旨等について説明を受けた。紹介議員からは、「市の予算執行に当
たっては、競争入札とすべきであるが、随意契約とした根拠に疑義を感じ
る」、「信頼できる証言によれば、バスの事故は、少なくとも 1 6 時 4 0
分の後に起こっているということであるが、平成 3 1 年 3 月 1 4 日の総務
文教委員会では、時間的には 1 5 時 4 0 分頃ということになるが、教育委
員会は、『その頃に事故の電話をもらった』と答弁をしていることから、
教育委員会と市内のバス会社の癒着は明らかである。さらに、事故を起こ
したバスの修理費用の問題について、事故車両修繕完了報告書では、修理
代は 5 4 万 9, 5 9 0 円となっているが、板金塗装で 8 5 万 8, 2 5 4 円、

部品代で97万円の合計およそ180万円かかっており、証拠の書類も持っている」、「新たな証言、文書等を目にし、できることなら市民の疑念に対して堂々と説明できるような結果を出すべきである」、「市所有の財産が損害を受けているにもかかわらず、確認の仕方に疑問を覚える」といった説明があった。

その後、委員から、「請願の前文の中で、強い癒着と公金の不当な流れと断定されているが、これについての証拠があるか」との質疑があり、紹介議員から「当時同じコースでスクールバスを運行されていた方が、証言された宣誓書がある。競争入札のときと随意契約のときとの価格が大きく違っており、本件バス会社に有利なように契約をしたと考えられるので、公金が不当に流れたとの表現がされていてもおかしくない」旨の答弁があった。また、委員からは、「請願書に記載されている内容について、教育委員会に確認をした上で、紹介議員となられて請願は提出されたのか」との質疑があり、「当時と現在の教育委員会に疑問点について話をしたが、納得できるものではなかった」、「当時の総務文教委員会で、委員として質疑を行ったが、教育委員会からは、意図するような時系列的な事実経過の提示がなかった」旨の答弁があった。

これらを踏まえて委員から、「癒着、公金の流れというものが、きちんと数字を上げて、証拠が出ていないことの確認ができた」との発言があった。

- (2) 12月8日の委員会では、12月7日の本会議における本請願に対する紹介の取消しの許可を受け、紹介議員が3人になった旨の報告を行った後、委員間の自由討議に入った。自由討議においては、「請願書の前文における、教育委員会とバス会社には強い癒着があり、スクールバス事故を通して公金が不当に流れ、市民の財産が食い潰されたと断定されている部分が、まずもって問題である。請願に書かれている項目については、バス会社から提出された顛末書が最終的な事故の報告書ということであり、既に教育委員会として可能な調査は行っている。ドライブレコーダーの記録も残っておらず、事後調査はできない状態である。また、修理費等の業者間における見積りのやり取りについては、教育委員会が主体的に取り扱うものではなく、随意契約についても本件事故と直接関係がない。保険会社の件についても教育委員会とは関係がないと考える」、「発生時刻、損害額、入札方法について、教育委員会にもう1回調査してもらいたい思いがある。腑に落ちない部分については、紹介議員を含めて、今後、一般質問の場で取り上げていく方向で検討せざるを得ない」といった意見が述べられた。

その後、本請願の取扱いについて協議し、採決を求める意見があったことから討論に入った。

本請願に対する討論はなく、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。